

NET定期「きらり」取引規定集

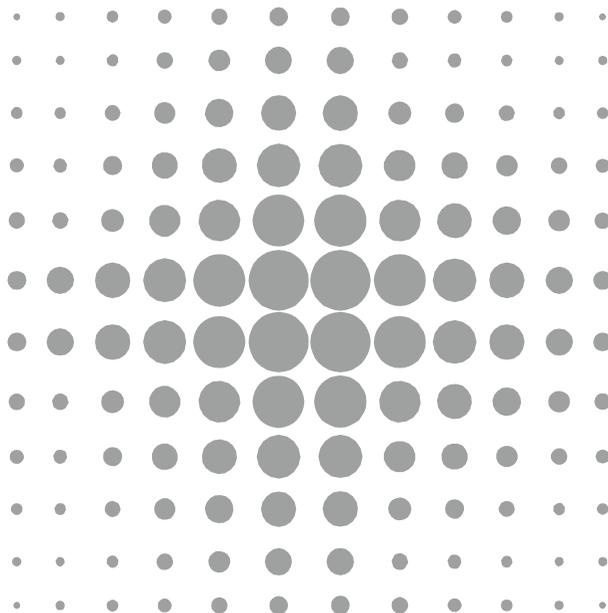
お取引にあたりご一読のうえ
お手元にお備えおきください。

ネット専用口座お申込規定

ネット専用普通預金規定

ネット専用普通預金キャッシュカード規定
(ICキャッシュカード特約)

NET定期「きらり」規定



〈ネット専用口座開設お申込み規定〉

NET定期「きらり」に関する規定です。

ぜひご一読ください。

特に太字の箇所はご注意ください。

目次

ネット専用口座開設お申込み規定 p. 2 ～p. 4

ネット専用普通預金規定 p. 5 ～p. 10

ネット専用普通預金キャッシュカード規定 p. 11 ～p. 16

(ICキャッシュカード特約)

NET定期「きらり」規定 p. 17 ～p. 20

芝信用金庫のネット専用口座の開設をお申込みのお客さまは、本規定のほか「ネット専用普通預金規定」、「ネット専用普通預金キャッシュカード規定」、「NET定期「きらり」規定」を確認し、同意のうえお申込みください。

第1条（お申込み店舗）

1. 芝信用金庫（以下「当金庫」といいます。）のネット専用口座の開設は、当金庫のインターネットホームページまたは当金庫の「ネット専用センター」へお電話でのお申込みに限ります。
2. **当金庫の本支店でお取引をいただいているお客さまも、当金庫の本支店ではお申込みできません。**

第2条（ネット専用口座の開設方法）

1. 当金庫所定のネット専用口座開設申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載し署名押印のうえ、申込書に記載の所定のご本人確認書類を添え郵送でお申込みください。
2. お申込みできるお客さまは、日本国内に居住する個人のお客さまご本人に限ります。

第3条（お申込みの制限）

ネット専用口座が不正な取引に利用されないよう、次に該当する場合はお申込みをお断りします。なお、お申込みができなかったことよって損害が生じましても当金庫は責任を負いません。

- (1) ご本人であることを証明できる所定のご本人確認書類の写しがない場合
- (2) 申込書に記載された住所とご本人確認書類の住所が異なる場合
- (3) ネット専用普通預金規定第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれかに該当する場合
- (4) その他不正取引のおそれがあると当金庫が判断した場合

第4条（普通預金およびカードの作成方法）

1. ネット専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）の口座開設は、お客さまお一人につき1口座とさせていただきます。
2. 普通預金の口座開設日およびカードの発行日は申込書が当金庫に到達した日以降とします。
3. **普通預金の通帳は発行せず、ネット専用普通預金キャッシュカード（以下「カード」といいます。）のみ発行します。**

なお、普通預金のお取引明細は当金庫所定の方法により送付します。

第5条（定期預金の作成方法）

1. お客さまは定期預金のお申込み金額を申込書記載の定期預金申込日（以下「申込日」といいます。）までに普通預金にお預け入れください。なお、お預け入れの際に手数料がかかることもありますので、お預け入れ後の普通預金残高が定期預金のお申込み金額以上であることを必ず確認してください。
2. 当金庫は申込日（申込日が当金庫の休業日にあたる場合はその翌営業日）に、普通預金から口座振替の方法で定期預金を作成します。
3. **定期預金の通帳および証書は発行せず、定期預金の残高通知書を発行します。**なお、定期預金の満期日（自動継続日）前に満期のお知らせ（自動継続のご案内）を送付します。
4. 申込日に普通預金の残高が定期預金のお申込み金額に満たない場合には、当金庫所定の方法により普通預金の残高が定期預金のお申込み金額以上であることを確認した日以降に定期預金を作成します。
5. 申込日から3か月以上経過しても普通預金の残高が定期預金のお申込み金額に満たない場合には、定期預金のお申込みがなかったものとして取扱うことがあります。

第6条（定期預金の自動継続方法）

1. **定期預金は満期日（自動継続日）に元利金を自動継続しますのでお預け替えのお手続きは不要です。**
2. 自動継続後の定期預金の店頭表示金利は、当金庫インターネットホームページでご覧になるか、ネット専用センターへお問い合わせください。

第7条（解約手続と定期預金元利金のお受取り方法）

1. 定期預金元利金のお受取りは、当金庫所定の払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）に解約指定日、口座番号等を記入し、届出の印章により署名押印のうえネット専用センターに送付してください。
2. 当金庫は払戻請求書に記載された解約指定日（解約指定日が当金庫の休業日にあたる時はその翌営業日）に解約手続を行うものとします。ただし、払戻請求書が解約指定日の前営業日までにネット専用センターに到達しなかった場合は、払戻請求書が到達した翌営業日以降に解約手続を行います。
3. **解約した定期預金の元利金は、申込書記載の定期預金元利金等のお受取り口座（以下「お受取り口座」といいます。）にお振込みします。**なお、お受取り口座にお振込みできない場合はネット専用普通預金口座に入金します。
4. 郵便物の遅延および払戻請求書の記載不備、印鑑相違等により解約手続が遅れ損害が生じましても、当金庫は責任を負いません。

第8条（普通預金の解約方法）

1. **普通預金の解約は定期預金のお取引がなくなるまでできません。**
2. 普通預金を解約する場合は、ネット専用センターへ払戻請求書を請求してください。払戻請求書を送付します。
3. お客さまは払戻請求書に必要事項を記載しネット専用センターへ返送してください。
4. 当金庫は払戻請求書に記載された解約指定日（解約指定日が当金庫の休業日にあたる時はその翌営業日）に解約手続を行うものとします。ただし、払戻請求書が解約指定日の前営業日までにネット専用センターに到達しなかった場合は、払戻請求書が到達した翌営業日以降に解約手続を行います。
5. **解約した普通預金の元利金は、お受取り口座に振込みます。**
6. 郵便物の遅延および払戻請求書等の記載不備、印鑑相違等により解約手続が遅れ、損害が生じましても当金庫は責任を負いません。

第9条（お受取り口座の変更等）

1. **お受取り口座の変更はできません。**
2. やむを得ない事由によりお受取り口座の変更が必要になった場合は、ネット専用センターに連絡のうえ、書面により当金庫にお届けください。当金庫が認めた場合に限り当金庫所定の方法によりお受取り口座の変更手続をします。なお、変更後のお受取り口座はお客さまご本人名義の口座に限るものとします。

第10条（規定の適用）

- ネット専用口座のお取引につきましては、本規定のほか下記規定により取扱います。
- (1) ネット専用普通預金規定
 - (2) ネット専用普通預金キャッシュカード規定
(ICキャッシュカード特約)
 - (3) NET定期「きりり」規定

第11条（規定の変更等）

1. この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
2. 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第12条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

〈ネット専用普通預金規定〉

第1条（取扱店の範囲）

ネット専用普通預金（以下「この預金」といいます。）は、ネット専用普通預金キャッシュカード（以下「カード」といいます。）により、当金庫および当金庫と提携している金融機関（郵便局を含みます。）で、この預金の払い戻しおよびこの預金への預け入れ等ができます。カードの利用方法等は、ネット専用普通預金キャッシュカード規定により取扱います。

第2条（通帳の発行）

この預金の通帳は発行いたしません。

第3条（証券類の受入れ）

この預金は、現金以外の手形、小切手、配当金領収証等の証券類は受入れできません。

第4条（振込金の受入れ）

この預金は、為替による振込金を受入れます。

第5条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第6条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条（届出事項の変更等）

1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちにネット専用センターに連絡のうえ、直ちに書面によって当金

庫に届出てください。

2. 前項の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
3. 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第8条（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条（譲渡、質入れ等の禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるといえる権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第10条（取引の制限等）

1. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由無く指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
3. 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法により当金庫に届け出るものとします。当該預金者の当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 入金、出金等のお取引（預金利息の元金への繰り入れ、別に定める未利用口座管理手数料の引落しは除きます）が1年以上無い預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
5. 預金者が氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当金庫への届出を怠ったために当金庫からの連絡が不能となった場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
6. 前5項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者

からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第12条（解約等）

- この預金の解約は、ネット専用口座開設お申込み規定第8条の方法によるものとします。
- 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が第9条に違反した場合
 - 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行なうにあたって預金者について確認した事項および第10条第1項、第3項に定める預金者の情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引等に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

 - 預金者が口座開設申込時にした表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前AからEに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

- 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき日に到達したものとみなします。

第14条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金は、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印のうえ直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前項の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済すること

により発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第15条（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当金庫ウェブサイト「休眠預金等のお取り扱いについて」に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 法令、法令に基づく命令若しくは措置又は契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払いの停止が解除された日
 - (2) この預金について、強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日
 - (3) 法令又は契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること又は予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行なわれた日又は入出金が行なわれないことが確定した日
 - (4) 総合口座取引に基づく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

第16条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等

活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金の債権を有することになります。

2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - (1) この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行なわれたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行なわれたこと
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
5. 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

第17条（未利用口座管理手数料）

令和3年4月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「未利用口座管理規定」が適用されるものとします。

第18条（規定の変更等）

1. この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、

ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。

2. 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

〈ネット専用普通預金キャッシュカード規定〉

第1条 カードの利用

1. ネット専用普通預金について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記入などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。
 - (1) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の自動機を使用してネット専用普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - (2) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
 - (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - (4) その他当金庫所定の取引をする場合
2. デビットカードのお取扱いはできません。

第2条 自動機による預金の預入れ

1. 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（自動機の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。）に限ります。また1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条 自動機による預金の払戻し

1. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してくだ

さい。

2. 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
3. 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
4. 当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
5. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条 自動機による振込

1. 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
2. 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

第5条 自動機利用手数料等

1. 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
2. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
3. 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
4. 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第6条 自動機が故障時等の取扱い

1. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
2. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
3. 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められます。
4. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
5. 当金庫および支払提携先の自動機が停電、故障の場合には、取扱いを一時停止することがあります。

第7条 カード・暗証番号の管理等

1. 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、ネット専用センターに連絡のうえ、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。
4. 暗証番号を連続で当金庫所定の回数を間違われた場合はカードが無効となりますので、ネット専用センターにお届けのうえ、当該カードの普通預金口座の解約手続きと、新たなネット専用普通預金口座の開設手続きをしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第8条 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第9条 盗難カードによる払戻し等

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - (2) 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第10条 カードの紛失、届出事項の変更等

1. カードを紛失した場合には、直ちに「ネット専用センター」または「しんきんサービスセンター」に連絡のうえ、書面により当金庫に届出てください。
2. 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにネット専用センターに連絡のうえ、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
3. 暗証番号は、第2項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第2項による届出の必要はありません。
4. カードを紛失した場合はカードの再発行はしません。紛失したカードの普通預金口座の解約手続きと、新たなネット専用普通預金口座の開設手続きをしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第11条 自動機への誤入力等

1. 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の自動機、支払提携先の自動機、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
2. カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 解約、カードの利用停止等

1. 預金口座を解約した場合はカードの利用はできません。カードは磁気部分をハサミで切り刻んでからお客さまの責任で処分してください。預金口座解約後のカードが悪用されたことにより損害が生じてても当金庫は責任を負いません。
2. カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第13条に定める規定に違反した場合

(2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

(3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第13条 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第14条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、Pay-easy（ページー）口座振替受付サービス規定、ネット専用普通預金規定により取扱います。

第15条 規定の変更等

1. この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
2. 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

〈ICキャッシュカード特約〉

第1条 特約の適用範囲

1. この特約は、当金庫が発行するカードのうちICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

第2条 ICカードの利用

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

第3条 ICカードの有効期限

1. ICカードの有効期限は、ICカード上に表示された年月の末日までとします。
2. ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
3. ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当金庫に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。

第4条 ICカードの発行時における手数料の取扱い

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上

〈NET定期「きらり」規定〉

第1条 (預入金額)

NET定期「きらり」(以下「この預金」といいます。)の1回あたりの預入金額は50万円以上1,000万円以下、預入単位は10万円単位とします。

但し、自動継続後のこの預金の預入金額はこの預金の利息を含むものとします。

第2条 (定期預金の新規作成)

この預金の新規作成は、あらかじめ指定されたこの預金用のネット専用普通預金(以下「普通預金」といいます。)から口座振替によって作成するものとします。

第3条 (適用金利)

この預金の適用金利は、普通預金に入金があった時点ではなく、普通預金から口座振替により定期預金を作成した日の金利を適用します。

第4条 (預入期間)

この預金の預入期間は1年です。

第5条 (証書、通帳の発行)

この預金の証書(または通帳)は発行しません。

第6条 (自動継続)

1. この預金は、満期日に期間1年のこの預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、当金庫所定の

利率を加えた利率とします。

3. お客さまがこの預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときに、この預金は満期日以後に支払います。
4. 当金庫がこの預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を通知します。当金庫が継続を停止したことにより損害が生じても当金庫は責任を負いません。

第7条 (利息)

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、当金庫所定の利率を加えた利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
2. この預金の利息の支払いは、満期日に元金に組入れて継続します。
3. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
4. この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときには最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満…約定利率×50%
5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第8条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して

虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前AからEに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

- (3) 前項により、この預金口座が解約された場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第9条（預金の解約、書替継続）

- 1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- 2. この預金の解約はネット専用口座開設お申込み規定第7条の方法によるものとします。

第10条（成年後見人等の届出）

- 1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条（届出事項の変更等）

- 1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちにネット専用セン

ターに連絡のうえ、書面によって当金庫に届出てください。

- 2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 3. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第12条（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第13条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第14条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- 1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なおこの預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- (1) 相殺通知は書面によるものとします。複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるもの

とします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上